

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 11 月 1 日現在

機関番号：22701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2009～2011

課題番号：21651014

研究課題名（和文）漁業権放棄にみる開発と資源・環境保護の選択の効率性、および公平性の法経済学的分析

研究課題名（英文）Efficiency of Public Water Area Development in the Presence of Compensation Rules for Loss of Fishers: Economic and Law Analysis

研究代表者

大澤 正俊 (OSAWA MASATOSHI)

横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授

研究者番号：50305463

研究成果の概要（和文）：

本研究課題に対し、経済学と法律学の面から考察・分析を行った。経済理論分析の成果は、効率的な資源利用と開発の意思決定のためには、持分を明示的に確定させることが望ましい。また、開発の意思決定主体が誰であるか、またどのような補償ルールが基準として設定されているかによって、開発量や漁獲量が大きく影響を受ける、というものである。法学的分析の成果は、現行法のもとでも、漁業協同組合の各組合員に共同漁業権が成立し、各組合員は、共同して一定の漁場を管理し、漁業を営む権利を有しており、総有説には限界がある。この結論は、所有権を前提として経済理論分析を行うことを可能にし、かつその分析がこの問題の解決に対して有効であることを示している、というものである。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to examine the efficiency of public water area development using both economic and law analyses. In particular, we examine (i) whether the existence of fishing rights and compensation rules for loss of fishers leads to efficient development, (ii) whether the rules of compensation influence the decision making of development, and (iii) what types of fishing rights are desirable in terms of social welfare.

The main results of economic analysis are as follows. First, we obtain that explicit division of rights to the profits from fishing/fish stocks is needed for efficient development and harvesting. Second, who determines development and/or what kind of compensation rule is used influence the number of developed fishing districts and the amount of harvesting. For example, when the government determines the development area, the compensation according to the past fishing records leads to excess development and excess harvesting in terms of social welfare. On the other hand, the compensation according to the discounted present value of the fish stock leads to insufficient development.

Moreover, the result of law analysis is as follows. Under the present Fisheries Act, it can be considered that each member of a fishery cooperative has her/his ownership interest in the profits of harvesting/fish stock. Demands for partition of the fishery (or the fish stock) and disposal of the partition are restricted for the benefit of cooperative resource management. When the present Fisheries Act was enacted in 1949, the fisheries rights under the former Fisheries Act were lapsed with compensation, and “new” fishing rights were given to fishers. Thus, the notion that a fishing right is given not to each fisher but to each community/cooperative, which was what fishing rights should be, is not valid under the present Fisheries Act.

The result of the law analysis proves that the results from our economic analysis are effective to solve the problem on efficient development and harvesting.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	0	500,000
2010年度	400,000	0	400,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	150,000	1,550,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：環境影響評価、環境政策

キーワード：合意形成

1. 研究開始当初の背景

研究代表者である大澤は、民法(財産法)、および農業法を専門としており、農業・森林に関する法政策論を中心に研究を行ってきた。その延長線上で漁業法の研究を開始した。(「農地所有権の成立と変貌-明治初期の土地立法から戦時統制法まで-」『横浜市立大学論叢』社会科学系列 54 巻 1 号、pp. 33~86、2003 年など)

研究分担者である東田は、国際経済学、および環境経済学を専門としており、阿部同様漁協による水産資源の保護についてホッキ貝に焦点を当て、調査・分析を行ってきた。

連携研究者である阿部は、漁業の水産資源保護について調査・分析に取り組んできたが、その過程で、漁業権の形成過程や漁協の意思決定メカニズムの変遷についての知識を蓄積し、研究発表・特別講義を行ってきた。(「日本の沿岸漁業における共同体管理：その特徴と論点について」Interpreting Forum, University of Queensland, 2007.9 など)

東田、阿部が、資源管理の調査を目的として漁協にヒアリングを行う過程で、漁業権の設定の仕方や漁業権放棄の補償のあり方が、漁業者の行動に大きな影響を与えてきた可能性のあることを発見した。他方、大澤は、「漁業権放棄と漁業補償」に関する諸判決での補償額の妥当性、公平性について、検証の必要性を感じていた。また、明治時代の漁業法から昭和 24 年成立の漁業法への法改正が漁業者の漁業権放棄に如何なる影響を及ぼしたのかを検証する必要性を感じていた。

漁業法改正の数年後、日本は高度経済成長期に入る。この時期には、日本の沿岸域の多くが生産設備、港湾、発電施設の建設のために開発されていった。これらの開発は、日本の経済成長に大きく貢献し、大きな経済的便益をもたらした。一方で、環境・健康被害、水産資源の崩壊、景観の喪失をもたらした。

日本の沿岸海域においては、それぞれの地区の漁民が一定の漁業権を所有している。また、より広く関係地区の住民による入会権が存在しているという説もある。しかし、一般的には開発の際に、開発者と漁業者の間で補償交渉が行われ、漁業権放棄と補償の支払いによって開発が行われてきた。

2. 研究の目的

このような状況で、大澤、阿部、東田のこれまでの研究を発展させ、漁業権と漁業権放棄に関する補償の存在のもとで開発の意思決定が効率的でありえるのかどうか、漁業補償のルールがどのように開発の意思決定に影響を与えるのか、および漁業権の利用関係の形態がどのようにあるべきかについて、法学、経済学の両面から考察・分析を行うことが重要であると考えた。

特に、現実の漁業権の利用関係の形態や漁業補償のルールを理論分析に取り入れて、分析を行い、望ましい開発と補償のルールの構築につなげていくことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 漁業権放棄の資料収集、および漁協と自治体へのヒアリング調査

過去の漁業権放棄のデータを収集する。港湾開発型、工業地区開発型、電源開発型、リゾート開発型など、それぞれのケースでどのように漁業補償交渉が行われ、また漁業権放棄が意思決定されたか調査する。

また、漁業権放棄のあった漁業協同組合と関連自治体に、漁業交渉のプロセスについてそれぞれヒアリング調査を行う。

(2) 理論モデルの構築

研究代表者である大澤は、法律学的な視点からの分析を行うことを目的とする。最高裁判決(平成元年7月13日)等は、共同漁業権放棄の補償金の帰属主体とその配分手続について、総有的構成を否定した。このような判例に対する法的な解釈を与えつつ、望ましい法のあり方を考察していく。また、共同漁業権の総有的構成(入会漁業的漁業権)の成否を再検証することも、重要なポイントである。

研究分担者である東田は、経済学的視点から漁業権放棄の効率性の分析を行う。漁業権のあり方や漁業補償の金額算定のルールによって、交渉の帰結がどのような影響を受けるのかに焦点を当てつつ、経済学的視点から考察を進める。

4. 研究成果

(1) 調査結果

横浜港の開発における漁業権放棄の調査を行った。特に、交渉当事者の横浜市港湾局と横浜市漁協の双方にヒアリング調査を行うことで、漁業補償の進め方についておよそ明らかにすることができた。

また、この過程で都道府県の公文書館のうちのいくつかに漁業補償の詳細な記録が残されていることが分かったため、これらの資料を収集した。

具体的には、大阪、広島、山口、秋田、北海道、三重の公文書館において、漁業権放棄と漁業補償に関する公文書の開示請求を行い、そのうえで閲覧を行った。その結果、以下のようなことが明らかとなった。

① 金額のデータについては、公文書に残されており、正確な理論分析のベースが存在している。

② 同様に漁業補償の対象となる魚種についても、正確な記録が残されている。

③ 漁業補償の金額については、一定のルールが決められており、まずはそれに基づいて算出される。基本的には過去の実績をベースとして算出される。

開発における実際のステークホルダーと補償交渉プロセスにおいて考慮に入れられるステークホルダーとが異なっていること(補償交渉プロセスにおいて考慮に入られていないステークホルダーの存在)を明らかにすることができた。

*なおこのヒアリング調査は、代表者の大澤、分担者の東田、連携研究者の阿部の3人で行った。

(2) 漁業権と総有・合有

調査とともに、数回の研究ミーティングを

行った。この過程で、漁業権の利用関係について、より考察を深めることが重要であるという結論に至った。

現在の多くの共同漁業権の利用形態は、総有的なそれに近いと考えられる。共同漁業権の免許自体は、個々の漁業者ではなく漁業者集団に対して与えられる。個々の漁業者の持分は存在しない。もちろん漁業権行使規則によって細かなルールが規定されていたり、漁業者間で漁獲量制限の取決めがなされていたりする。また特定の魚種の漁獲を行うことのできる人数が決められていたりもする。しかし、共同漁業権そのものが分割され持分が決めているわけではない。本来的には漁業権放棄や埋立てには、「関係地区に住む漁民集団」の同意が必要となるのである。

これに対して、各所有者が持分権、および分割請求権を持つ「共有」、および各共同所有者に持分権は存在するが分割請求をすることはできない「合有」の形態があり得る。

この「総有」的利用関係が、漁業の効率性に影響を与え、またその結果としての漁業補償に影響を与えるのではないかと推測されるにいった。

(3) 漁業補償と効率性・社会便益

ヒアリング調査、収集資料の分析、およびミーティングによる推測をベースに、漁業補償の効率性について、経済理論分析を行った。

① 資源の利用権制度と開発の効率性

(東田、2012a)

この研究では、共同漁業権の利用関係のあり方が、特定の漁場の資源価値にどのような影響を与えるのかを分析し、さらに埋立て・開発の意思決定にどのような影響を与えるのかを考察した。また、法的な側面にも触れつつ、経済学的に効率性の観点から利用関係を分析した。

主な結論は以下のとおりである。

共同漁業権区域において、効率的な資源利用と効率的な開発の意思決定のためには、持分を明示的に確定させることが望ましい。この観点からは、前述の3つの利用関係の形態の中では、「合有」の形態が最も望ましいといえる。

水産資源が移動性のものであり、公有水産に所有権を確定させることができないことを前提としても、共同利用関係に持分を導入することは不可能ではない。例えば、実際にいくつかの漁協の特定の魚種で導入されていることであるが、各漁業者が資本金を拠出して、その比率に応じて漁場から得られる利潤を受け取るという形態が考えられる。これは、新規参入という形で企業体を参入させることも一つの方法であるが、既存の漁業

者が共同で会社を立ち上げることでこのような利用関係への移行は可能である。

漁業者間の取引であっても、暗黙の取引として行うのではなく、取引当事者以外から観察できるように可視化することが重要である。

② 漁業補償制度の効率性 (東田 2012b)

この研究では、公有水面(海、河川)の埋立てによる開発に伴う漁業補償の効率性の問題に取り組んだ。

損失補償の補償額の算出には、いくつかの方法が考えられる。過去の漁業利益の実績に応じて補償額を算出する方法もあれば、漁業から将来得られる期待利益に基づいて算出する方法も考えられる。これらの算出方法は、漁業者の漁獲の意思決定、あるいは事業者や政府の開発の意思決定に影響を与えると考えられる。

この研究では、漁業補償が存在するもとで選択される漁獲量と開発量とが、社会的に最適な値からどのように乖離するのかを、経済理論を用いて明らかにした。

主な結論は、以下のとおりである。

事業者が開発の意思決定を行う場合には、埋立て開発量は、社会厚生観点からは過少となる。一方、漁獲量は過少漁獲になる場合と、過剰漁獲になる場合とがあることが明らかとなった。

政府が開発の意思決定を行う場合には、漁業補償ルールへの在り方が大きく影響を与える。実績補償ルールの場合には、過剰開発となり、さらに過剰漁獲も起こり得る。一方、現在価値補償ルールの場合には、過少開発となる。

開発の意思決定主体が誰であるか、またどのような補償ルールが基準として設定されているかによって、開発量や漁獲量が大きく影響を受けるということを明らかにできたという点で、本稿は既存の研究の発展させる貢献ができたと考えている。

*なお、研究連携者である阿部高樹による漁協の調査は、漁協の意思決定という観点から、本研究に貢献している。例えば、阿部高樹、井上健(2010)、「ホッキガイの資源管理型漁業—相馬双葉漁協相馬原釜支所・新地支所の事例—」、『福島大学地域創造』第21巻第1号、78-83や、井上健、阿部高樹(2010)、「ホッキガイの資源管理型漁業—宮城県漁業協同組合矢本支所・亘理支所の事例—」、『福島大学地域創造』第21巻第2号、80-88などが挙げられる。

(4) 法学的考察

共同漁業権の法的性質の一考察 (大澤 2012)

本科研費研究課題を開始する当初の仮説では、収集した資料とヒアリング結果を基に埋立て事業による損失補償額の妥当性、各漁協間、及び、各組合委員間の補償額の公平性、妥当性の考察を行えると考えていた。しかし、文献資料とヒアリング結果を総合的に法学と経済学を融合して検討する中で、漁業権の法的性質から精査してゆかなければ、正しい漁業補償の公平性の考察ができないとの結論に至った。

そこで、この研究では、漁業権の法的性質の観点から、埋立て事業によって直接的に影響を受ける共同漁業権の法的性質について考察した。

主な結論は以下のとおりである。

現行漁業法上の共同漁業権の法的性質を漁業協同組合の総有に属すると解する総有説は、民法上の共同所有形態の総有に基づいていることは明らかである。しかし、現行漁業法は戦後の経済民主化政策の一環として昭和24年に成立し、明治漁業法上の漁業権は、その権利者に対して補償金を交付することで消滅させたうえで、新たな共同漁業権として希望者に免許された。この事実から、総有説には限界があると考えられる。

そこで、現行の共同漁業権を共同所有形態の合有的な形態としての説明を試みた。民法上、合有の具体例として挙げられるのは、組合財産と相続財産についてである。漁業協同組合は水産業協同組合法(5条)に基づき常に法人格を有しているのであるから、民法上の組合ではない。また、民法上の組合員の加入要件は全組合員との間での加入契約の締結であり、他方、漁業協同組合への加入は、組合員たる資格を有し、定款に定める手続により加入申込を行うことにより、資格要件を満たしていれば加入は妨げられていない。この加入の差異については、漁業協同組合への加入の一連の手続を民法上の加入契約に準ずるものと解する。

この事を前提として、共同漁業権の法的性質を検討すると、漁業協同組合の各組合員に共同漁業権が成立し、各組合員には、共同して一定の漁場を資源維持のために管理し、漁業を営む権利(収益権能)を持分権として有しており、この持分権が各組合員共同の漁場の資源維持と管理を行いつつ操業するという目的のために制限を受け、分割請求も持分処分も制限を受けていると解する。我々のヒアリング調査においては、漁業協同組合の各組合員は、一定の水域に各自それぞれの漁をする場所が決まっており、一般的に、各組合員が持分権を有している可能性があることが分かった。

こうした事実からも、共同漁業権の法的性質として各構成員に持分権がないと解され

ている総有と解するよりも合有と解する方が妥当と判断することができるという結論に至った。

法的な解釈におけるこの結論は、所有権を前提として経済理論分析を行うことを可能にし、かつその分析がこの問題の解決に対して有効であることを示しているという点で重要である。

(5) 今後の課題・発展の方向

漁業補償の効率性という経済学による分析が困難に見えるテーマに取り組んできた。上記のとおり、法学的な漁業権の解釈、および漁業補償の効率性という観点からは、大きな理論的成果を得ることができた。

一方で、漁業権の利用関係の形態の整理、解釈に時間を費やしたため、公平性に大きく踏み込むところまでは到達できなかった。

開発によって損失を被るのは、漁業者だけではない。広く一般市民も客観的・主観的損失を被る。誰が支払って、だれが受け取るべきなのかについて、より深く分析・考察をしていく必要がある。

多くの発展途上国においては、現在、また今後多くの開発が行われていく。日本のように漁業権が確立していない国・地域も多い。したがって、開発と補償の問題を、効率性・公平性の両面から研究を深めていく必要がある。特に、土地と異なり、所有権の意識・制度が明確でない沿岸海域の開発については重要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

(1) 大澤正俊 (2012) 「共同漁業権の法的性質の一考察」横浜市立大学論叢 社会科学系列 64 巻、第 1 号、pp. 1-12。

(2) 東田啓作 (2012 a) 「資源の利用権制度と開発の効率性—埋立てと漁業補償のケース」関西学院大学産研論集 第 39 号、pp. 43-49。

(3) 東田啓作 (2012 b) 「漁業補償制度の効率性」経済学論究 第 66 巻 3 号、pp. 117-137。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大澤 正俊 (OSAWA MASATOSHI)

横浜市立大学・国際マネジメント研究科・教授

研究者番号：50305463

(2) 研究分担者

東田 啓作 (HIGASHIDA KEISAKU)

関西学院大学・経済学部・教授

研究者番号：

(3) 連携研究者

阿倍 高樹 (ABE TAKAKI)

福島大学・経済経営学類・教授

研究者番号：40231956